

鈴鹿市人権擁護に関する審議会 令和 6 年度第 1 回会議 議事概要

【日 時】 令和 6 年 5 月 15 日(水)午後 3 時から午後 5 時まで

【場 所】 鈴鹿市役所 本館12階 1205会議室

【出席委員】 伊藤 裕、富本 真理子、岩間 啓悟、安村 とみ子、喜田 園子、
山中 秀志、田中 治尋、中野 千鶴子、吉原 勝範、南川 久美子(10 名)

【事 務 局】 地域振興部長 竹下 直哉

地域振興部次長 新田 剛

人権政策課長 谷本 吉隆

人権政策課 主幹兼啓発推進グループリーダー 西村 美紀

人権政策課 啓発推進グループ 西村 翔

人権政策課 啓発推進グループ 稲垣 萌子

【議事概要】

(事務局)

開会を宣言し、人事異動で新たに配属となった職員のあいさつ

事項 1 開催にあたって

(1) 地域振興部長あいさつ

(2) 鈴鹿市人権擁護に関する審議会について、改めて説明(事務局)

また、本日の会議が委員定数の半数以上の出席を得て成立した旨を報告する。

(3) 各委員のあいさつ

(4) 事務局職員のあいさつ

事項 2 会長及び副会長の選任

(1) 伊藤会長あいさつ

(2) 田中副会長あいさつ

事項 3 議事

(1) 令和 6 年度人権啓発事業計画について

(伊藤会長)

事項書に沿って、議事を進行する。

まず、「事項 3 議事」「(1)令和 6 年度人権啓発事業計画」について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

事務局資料「令和 6 年度人権啓発事業計画」に沿って説明を行う。

(伊藤会長)

事業計画報告を受け、御意見・御質問をいただきたい。

(安村委員)

9ページの「地区別人権尊重まちづくり講演会」について、私のいる国府地区が見当たらないが、国府地区の人は井田川地区で開催される講演会に参加できるのか。もしそうであれば、民生委員の定例会の際に、この講演会の案内をしようと思う。

(事務局)

今回は井田川公民館からの要望があり、開催することとなった。ぜひ参加いただければと思うが、開催日が5月20日と直近であることや、井田川公民館がすでに参加者名簿等を準備していることから、今回に関しては、井田川地区でのみの開催になるかと思う。

来年度以降、ぜひ国府地区でも開催させていただきたいと思う。

(安村委員)

人権政策課から国府地区市民センターに声はかけてもらっているのか。

(事務局)

基本的に、要望のあった地区から日程調整を行っており、予算の関係で、国府地区で今年度開催するとなると難しい部分がある。来年度以降は声をかけるようにさせていただく。

(安村委員)

講演会に参加してみたいなと思ったので、質問をした。

(伊藤会長)

各地区の講演会に、地区外から参加することは可能か。やはり、事前に連絡する必要があるか。

(事務局)

公民館によって異なる。例えば、高齢者教室の中で実施するため、講座受講生のみを参加対象とする地区もあれば、高齢者教室の中で開催をするが、一般の参加者も受け付けている地区もある。

(伊藤会長)

事前に公民館に問い合わせをすれば、参加できる可能性があるということか。

(事務局)

参加を希望される場合、人権政策課にご連絡をいただければ、人権政策課を通して公民館に確認をさせていただく。

(田中副会長)

民生委員は各地区にいるため、現時点で開催を予定している地区で参加できるものがあるのであれば、参加していただくよう依頼をした方が良いのではないかと思います。

(安村委員)

私は国府地区の副会長をしているため、一度会長に尋ねてみようと思う。コロナ禍の影響で、研修等が実施できておらず、国府地区の市報で活動実績を報告する際に苦労している部分がある。今年は色んな行事をしたいと考えているため、この講演会に参加出来ればと思う。

(田中副会長)

臨機応変に受け付けられないか。

(事務局)

「地区別人権尊重まちづくり講演会」は、基本的に公民館の主催事業として開催をしており、人権政策課から要望があった公民館に対して、講師を派遣するという形で実施している。

公民館によって講演会の実施方法が異なり、例えば、民生委員に声をかける地区もあれば、教室の一環で受講生のみを対象として実施するという地区もある。

人権政策課から公民館に対して、できるだけ一般参加者も対象とするよう呼びかけることはできるが、講演会の実施方法等の詳細に関しては、公民館が中心となり決定する。

可能な限り、一般の方も参加できるような働きかけを行いたい。

(田中副会長)

3 ページの「人権ふれあい劇場」について、「小学生とその家族を対象」とあるが、具体的にどの層を対象としているか。例えば、低学年、中学年、高学年のうちどれかを対象としているのか、もしくは、小学生全体を対象としているのか。

また、昨年度は、夏休み期間のお盆頃開催していたが、今年度は7月20日開催と、夏休みに入ってしまう時期である。開催時期を変更したことに理由はあるか。

(事務局)

対象の年齢層について、例年、小中学生とその家族を対象としている。

しかし、昨年度実施した「人権ふれあい劇場『オズの魔法使い』」の公演では、小中学生を対象としていたものの、来場者の年齢層をみると、家族と一緒に来た未就学児の姿が多くみられた。

今回、対象としては「小学生」とさせていただいているが、内容としては未就学児も視覚的に楽しめるような内容の作品を選定している。

開催時期については、例年、8月のお盆前後に実施することが多いが、今年度に関しては、会場予約の空き状況の関係でこの日程での開催を予定している。例年より開催時期が早いものの、学校のない夏休みの時期に開催するという意図でこの時期を選定した。

(富本委員)

「人権ふれあい劇場」について、周知はどのようにされているか。

（事務局）

様々な媒体で周知を行っている。例えば、広報すずかへの周知記事の掲載や、チラシを作成し、市内の各企業や商業施設等での配布や、市内小中学校の児童生徒に1人1枚ずつ配布している。

他にも、ラジオ広報すずかでの放送や、市のウェブサイト、イオンモール鈴鹿内に設置されている電子掲示板への掲載等、各方面での周知を行っている。

また、イベント当日に実施するアンケートの結果からは、大半の来場者が学校で配布したチラシや広報すずかでイベントを知り、参加しているということがわかっている。

（吉原委員）

「人権ふれあい劇場」の周知の方法について、前回の会議でも、良い取り組みをしているのだから、もっと周知方法を考えてはどうかという提案があったかと思う。

先ほど、広報すずかやチラシ、ラジオ広報すずか、市のウェブサイト、イオンモール鈴鹿内の電子掲示板等で周知を行うとの説明があったが、今回、去年の周知方法に加え、新たな方法での周知をする予定はあるか。去年と同様のやり方を踏襲するのか、もしくは、去年の方法を踏まえてより多くの方に呼びかけられるような新しいプランがあるのか、教えていただきたい。

（事務局）

昨年度の「人権ふれあい劇場」は、定員を超える応募があり、抽選で当選者を決定した。このイベントに関しては、恐らく今年度も定員を超える応募があると考えられるため、現在の周知方法のみになる。

（吉原委員）

9ページの「地区別人権尊重まちづくり講演会」の講師について、以前、個人的に、講師の候補としてある方の情報提供をさせていただいた。その際、事務局で念頭に入れて考えるという回答をいただいたが、現時点では、この資料の中にはその方の名前が挙がっていない。事務局がその方に連絡を取ったのか、もしくは、今いる講師で十分だと見送ったのか。結果はともあれ、個人的にでも構わないので、意見に対しては返答をいただきたい。

また、15ページの「人権擁護委員の日」街頭啓発について、この活動は人権擁護委員のみで実施するのか。

（事務局）

講師の件については、こちらから委員に返答を行わず、申し訳ない。検討した結果、今回は依頼をしないことになった。

街頭啓発については、人権擁護委員、三重県職員、人権政策課職員での実施を予定している。

（山中委員）

「人権ふれあい劇場」について、資料には、趣旨、日程、場所、内容等の各項目について丁寧に記載していただいているが、初めに口頭で説明されていた、この事業のめざすべき点について、1つの項目として資料に記載いただくとわかりやすいので、次回はそうのようにしていただきたい。

(南川委員)

「人権ふれあい劇場」のパネル展示について、市民会館で、午後 2 時から午後 3 時45分までの間にのみ展示されるのか。

(事務局)

公演自体は午後 2 時から午後 3 時45分までであるが、パネル展示自体は、開場時間の午後 1 時から公演終了後の午後 4 時30分頃までを予定している。

(南川委員)

せっかく展示物として借りているのであれば、この時間に、この場所でのみ展示するだけでは勿体ないので、例えば、市役所の展示コーナーでも展示をする等、幅広く、色んな方に見ていただけるような工夫ができると良いと思う。

(事務局)

「人権ふれあい劇場」で展示するパネルの中には、高校の文化祭で展示しているパネルもあるので、引き続きそちらで展示をさせていただこうと思うが、ご意見いただいたとおり、今後については、他の場所での展示も検討したい。

(富本委員)

「人権」と言っても様々な分野の人権問題がある。年度によって1つの人権問題に焦点を絞って啓発を行うのか。あるいは、人権問題全般に関して啓発を行うのか、方針はあるか。

(事務局)

年度ごとに、1つの人権問題に焦点を絞った形での啓発は行っておらず、人権問題全般に関して広く啓発を行っている。

ただし、今年度については、鈴鹿市が子ども条例を策定する関係で、子ども政策部と協働し、「じんけんフェスタ in すずか」で子どもの人権をテーマにした啓発を予定している。

(田中副会長)

「平和への祈り展」について、子どものポスターを展示するとあるが、1つの案として、市内の高校や中学校の美術部に作品を制作してもらい、展示するというのはどうか。

例えば、各校 1 点ずつ人権ポスターを描いていただき、「平和への祈り展」や市役所の15階で展示すれば、市民の方にも見ていただけることに加え、学校に対する啓発にもつながる。

このように、打って出るようなアイデアで、各学校と人権政策課で協働することはできないか。

各校の美術部の中には、活動が盛んなところもあり、県の美術館でも各校の作品が展示されていることがある。今年は難しいかもしれないが、来年に向けて、そのような取り組みができれば良いと思うが、どうか。

(事務局)

今年度については、今から作品を制作してもらうことは難しいが、働きかけはしていきたい。

確かに、自分の学校の美術部が制作した作品が展示されていれば、少なくとも、美術部の方に見に来ていただける可能性が広がるため、検討したい。

(喜田委員)

8 ページの「じんけんフェスタ in すずか」のパネル展示として、「小中学生を対象に人権ポスターを募集し、作品を展示する」とあるが、田中副会長がおっしゃったのは、高校を対象に募集を行うということか。

(田中副会長)

美術部がある中学校と高校を対象に募集を行うことができればと思う。

(事務局)

中学校は学校を通じて人権ポスターを募集しているが、高校ではそのような取り組みはありません。

(喜田委員)

田中副会長がおっしゃったのは、啓発の方法として、美術部に焦点を当てるとということか。

(田中副会長)

美術部に焦点を当てるということではなく、作品を制作してもらうことで生徒の人権意識が高まり、かつ、その作品を市民の方に見に来ていただくことで、市民の方の人権意識の高揚にもつながる。生徒と市民の方とどちらの方面にも啓発をすることができ、二次的な効果が期待できるという意味で、この案を出した。

(吉原委員)

高校生にポスターを描いていただくのであれば、小中学生の作品より大きなサイズのものを描いていただくのはどうか。

(冨本委員)

小中学生の人権ポスターについて、どのような周知の方法をされているのか。例えば、小中学校に依頼し、夏休みの宿題の1つとするという方法もあると思うが、今はどのような形で募集をしているのか。

(事務局)

小中学生の人権ポスターについては、夏休みの宿題として子どもたちに描いていただき、審査の上、代表作品を「じんけんフェスタ in すずか」で展示している。また、その作品をもとにカレンダーを作っている。

(富本委員)

子どもたちが描いた絵は必ず保護者が見に来ると思うので、集客に効果があると思う。

(中野委員)

1点目、「地区別人権尊重まちづくり講演会」の講師について、依頼のあった公民館に講師を派遣するという形だと聞いたが、公民館から「このような話をしてもらいたい」「この分野についてお話しもらえる方を希望する」等と要望があるのか。もしくは、「誰でもいいから1人講師を派遣してほしい」と依頼がくるのか、どのような形で依頼が入るのか。

(事務局)

公民館によって、「人権尊重まちづくり講演会」を高齢者教室の一環として実施する場合や、親子向けに実施する場合等がある。そのため、公民館からは、対象者の年齢に合わせた内容や、対象者の興味関心のあるテーマを希望されることが多い。例えば、「高齢者に人気な講師」「歌を交えた楽しい雰囲気の公演ができる講師」というように依頼をいただくことがある。

(中野委員)

個人的に、例年、講師陣の顔ぶれが変わっていないという印象がある。近年、LGBTQ 等の新たな人権問題が増えてきているので、新しい分野の講演ができる講師を探し、講師リストを充実させるのが良いのではないかと思う。しかし、講師を増やしたとしても、公民館から「このような講演ができる講師を」と要望があるのであれば、結局いつもの講師に依頼することになるのか。

(事務局)

受講する方の顔ぶれが変わらない地区もあるため、「同じ先生が続くよりかは」とこちらから新しい講師を紹介することができる。

(中野委員)

実際、ここ数年の間、講師陣に変化がみられず、同じ先生が各地区を順番に回って講演をしている状況が続いているように感じる。今回、新しく谷口氏という方が増え、努力していることは理解できるが、様々な分野の人権問題について講演ができる講師を探して、候補として準備しておくということが必要だと感じた。

2点目、11ページの「学校等での啓発」について、数年前と比べると学校数が増えているように感じるが、1校につき何分野、何点くらいのパネルを展示しているのか。また、何人ぐらの生徒が見に来るのか。

(事務局)

1校につき展示するパネルの分野数について、人権政策課のパネルとしては「愛知県人権啓発ポスター」というものを毎年借用し、展示している。このパネルは、例えば、インターネットと人権、外国人の人権、部落差別、性的少数者の人権等、各分野の人権問題をシリーズ化したもので、毎年内容が新しくなる。

また、男女共同参画課からも「政治分野への女性の参画について」や「男女共同参画社会について」という内容のパネルを借り、展示している。

人権政策課と男女共同参画課のパネルについては、パネルの設置数に制限がない限り、基本的に各校共通で置かせていただいている。

このパネルに加え、各校の要望により選択していただくパネルがある。選択できるパネルの種類としては、鈴鹿国際交流協会の「平等と公平についての説明」、「国籍が違うことで遭う差別」をはじめ、庁内の交通防犯課、障がい福祉課、市民対話課から借用した啓発パネル等がある。多いところでは20点ほど展示している。

（中野委員）

あらゆる分野の人権問題について結構な枚数を展示されているということがわかった。

パネルを鑑賞する生徒の人数はどうか。令和3年頃に、パネルを展示していてもほとんどの生徒が通り過ぎてしまうため、より多くの生徒に見てもらえるように工夫をする必要があると聞いたが、今、どのような工夫をされているか。学校でも、先生から一言生徒に声掛けがあったり、パネルを見て生徒に何か書いてもらったりするような働きかけはできるのか。

（事務局）

パネルの鑑賞人数については、毎回展示の際にアンケートをとっており、アンケートの集計数で計算すると、30名から50名ほどの生徒にパネルを見ていただいたことになる。

中野委員のおっしゃるように、展示場所が渡り廊下等であると、人通りはいいものの、パネルを見ずにそのまま通り過ぎてしまう生徒がいるというのは実際のところと認識している。

そこで、人権政策課と男女共同参画課の啓発物品である人権三法の周知文を掲載したメモ帳やウェットティッシュ等を配布しながら声掛けを行い、多いところで50名ほどの生徒にパネルを見ていただいた。

（中野委員）

色々と工夫をしていただいているということがわかった。特に、高校生は意識や考えがしっかりしてくる年代で、卒業後はすぐ社会人になる。せっかく良いことをしているので、できるだけ多くの人たちに考える機会を持ってもらえるような方向で取り組んでいただきたい。

（南川委員）

6ページの「子どもたちによる”平和なまち”絵画展」について、「鈴鹿市からの応募作品なし」とあるが、もっと学校に広めてもらうなど、応募してもらうような取り組みがあれば良いと思った。

鈴鹿市の方の応募があれば見に来る方も増えるし、応募作品があった方が市民としても嬉しいなと思った。少し気になったため、発言させていただいた。

（事務局）

応募がなかった理由として、昨年度に募集を行った「～人権尊重都市宣言30周年～人権・平和へのメッセージ」が代わりに学校の宿題に出されたことが考えられる。

過去に応募作品が0点であったことは今までなかったようなので、続くようであれば方法を考えていかなければならない。

(山中委員)

17ページの「差別事象への対応」について、人権啓発事業計画の中に、差別事象への対応について記載されている。そして、我々審議会委員の役割は、施策の策定及び推進に関することと、総合的な計画に関することへの意見を述べることである。

差別落書きが起きた場合に、速やかな対応に取り組んでいくということは当然であるが、そのような事象に対して、審議会委員にはどのような対応が求められるのか。

事業であれば計画や目的があり、それに対して意見を言うことで参加することができるが、このような差別落書き等の差別事象に対する審議会での議論の仕方や位置づけは、どのようなになっているか。

(事務局)

人権啓発も行うが、差別事象への対応も人権啓発事業の1つとして取り組んでいるという意味で、人権啓発事業計画の中に記載をしている。そのため、当然審議会委員の皆様は差別事象への対応についても、ご審議をいただくことになる。

(山中委員)

差別落書きが発生した場合、審議会委員に対しても、いつ、どこで、どのような落書きが起きたかという報告もいただけるということか。

(事務局)

そのような事象が発生すれば、事業報告の中で報告をさせていただきます。

(中野委員)

事業報告の中でということであれば、リアルタイムではないということか。

(田中副会長)

長太の海岸の防波堤に落書きがあった際、同じ地区内で発生したため、直接、人権政策課長が来て「このような事象があり、このような処置をしました」という連絡があった。その後、消したという報告もいただいた。

自分の活動としては、落書きがあった際、それがたとえグラフィティアートであったとしても、その次にあるのは差別落書きかもしれないため、見つけ次第、公民館や市に言って消してもらうようお願いしている。差別落書きが発生してからでは遅いので、未然に防ぐという意味で、落書きがあればなるべく早めに消してもらえるように動いている。

市内でより大規模な事象が起きた時は、緊急の招集をかけ、事象について報告いただき、審議会委員の意見の発信の場を作ってもらうことも大切かもしれないと思う。

過去に桑名市の駅のトイレに同和問題の差別落書きがあったが、その際も報告があった。

(事務局)

事象の規模にもよるが、鈴鹿市全域で差別事象が発生して、審議会委員に報告し審議をしなければいけないという事態になれば、招集させていただくことになるかと思う。委員の皆様のご活動もあり、近年では発生していない。

(山中委員)

非常に重要な問題で、かつ、我々も審議会委員としてこの場に一定の意識を持って参加している。そのような事象が発生した時にはどのような対応をしたのか、委員になるべく早く連絡がほしい。

私も現役の時にそのような事象が頻発したことがあり、子どもたちの目の前で落書きが書かれたこともあった。少なくとも、この場に出席している者としては、差別事象に関して、事業報告として後から聞くのは残念かと思う。

(事務局)

速やかに情報共有します。

(伊藤会長)

過去に、差別落書きを防止するために、職員が徹夜で何日間か巡回していたことがあったと思う。

(田中副会長)

解放センターに差別落書きが書かれ、学校の先生たちと一緒に夜間パトロールをした覚えがある。

(喜田委員)

4ページの「平和への祈り展」について、「人権ふれあい劇場」と比較すると来場者数が少ないように感じる。

去年は大学生の話を聞かせてもらい、とても良かった。しかし、参加者数は少なく、非常に残念だった。

今年は、朗読ボランティアがみえるということなので、多くの人に来ていただけるような方策を講じていただきたい。せっかく企画していただいているので、若い方たちにも来ていただけるよう、市のLINEで発信する等、若い方たちに周知できるような方法を考えていただきたいと思う。

(事務局)

今年度は、市公式 LINE でも「平和への祈り展」について周知を予定している。

また、「人権ふれあい劇場」よりも後の時期に「平和への祈り展」を開催するため、「人権ふれあい劇場」の会場でも、しっかり PR していく。

(伊藤会長)

色々な御意見をいただいたが、いかがか、そのほか、よろしいか。

では、今年度の「人権啓発事業計画」について審議を実施したが、この事業計画で御承認いただけるか。

(各委員) 承認

事項 4 その他

(伊藤会長)

では、承認されたので、事業計画についての議事は以上となる。

事項書「4 その他」ということになるが、いかがか。

(田中副会長)

ヘイトスピーチと女性差別について、情報共有をさせていただく。

ヘイトスピーチについては、配布した参考資料を一度ご確認ください。「ヘイトスピーチにより命が奪われることもある」という内容である。

女性差別については、この参考資料にも「差別の交差性」とあるが、女性の場合、男性にはない苦勞がもう1つあるということが記載されているので、見ていただければと思う。

部落差別をはじめ、他の差別においても、差別を受けている人の半数は女性である。例えば、障がい者であれば、障がい者差別に加えて女性差別を受け、被差別部落にルーツのある人であれば、部落差別に加えて女性差別を受けることになる。

この参考資料には記載されていないが、東京の2022年度の資料で男女別の年収を年代ごとに比較したものがある。

20代前半の男性の年収は277万、女性の年収は242万。

30代前半の男性の年収は458万、女性の年収は309万。月収で表すと、男性は約38万、女性は約26万。女性は男性の約7割の給与である。

30代後半の男性の年収は518万、女性の年収は311万。30代前半と比較すると、男性は給与が上がるが、女性はほとんど横ばいで、女性は60代になっても給与に大きな変化が見られない。国会議員も、全議員のうち女性議員は約10%である。なぜこのような状況になっているのかを考え、啓発の場においても、女性が差別されているということを意識していただくことが大事であると思う。

2024年に東京で開催された「シングルマザーフォーラム」のアンケートの結果から、現在、女性の貧困、子どもの貧困が非常に増えてきているということがわかる。

「生活が苦しい」、「生活がやや苦しい」と答えた割合は96%。

「主食の米が買えない時がよくあった」、「主食の米が買えない時が時々あった」と答えた割合は、2021年は東京が30%、東京以外は41%であったが、2024年になると全体で65%と増えている。「肉や魚が買えなかった」と答えた割合は、2021年は東京が55%、東京以外が51%であったが、2024年になると85%に増えている。

このような人たちはどうするのかというと、昼は学校の給食があるから朝食を抜く、トイレは数回ためてから流す、冬は電気代が高くなるため厚着して我慢する等の声が、アンケートの結果からわかっている。

このように、参考資料には女性差別や女性の貧困等、女性を取り巻く環境が厳しくなっているということが書いてある。一度、女性差別というものを意識していただきたいと思い、共有させてもらった。

(議長)

以上をもって本日の議事は終了する。

閉会